

新規メンバー申請承認ガイドライン

目的 新規メンバーの適性な承認が実施できるようガイドラインを制定する

内容 運営要領に基づき、新規メンバー承認フローを整理(表参照)、これに基づき「新規メンバー申請承認ガイドライン」を再提案 (詳細別紙参照)

国際知的財産保護フォーラム運営要領 メンバー

本フォーラムは、知的財産権を創出し、自らの事業のためにその保護・活用に取り組んでいる企業又は団体をメンバーとする。この他、模倣品等知的財産権侵害問題に関心のある企業・団体等であって、既存のメンバーの推薦があり、本フォーラムの趣旨に合致し、その活動に多大な貢献が期待できるものは、企画委員会が承認することによりメンバーとなることができる。

国際知的財産保護フォーラムプロジェクトチーム運営要領

メンバーのプロジェクトチーム(以下「PJ」という。)への加入にあたっては、各PJによる審査を行うことがある。

ステップ	IIPPF/PJ参加可否確認	対象	審査主体	備考
ステップ1	IIPPF参加要件(A) 1)知的財産権を創出している 2)自らの事業のためにその保護・活用に取り組んでいる	企業、団体等	事務局	※ECサイト運営業者、模倣品対策サービス提供会社、外国企業日本法人は参加可能
	IIPPF参加要件(B) 1)模倣品等知的財産権侵害問題に関心がある 2)既存のメンバーの推薦がある 3)本フォーラムの趣旨に合致し、その活動に多大な貢献が期待できる	企業、団体等	企画委員会	※ECサイト運営業者、模倣品対策サービス提供会社等 ※法律事務所、特許事務所は、各団体の代表事務所のみ
ステップ2	PJ参加可否確認(IIPPF参加要件(ステップ1)を満たす前提) PJ毎に決定	企業、団体等	PJ幹事(副幹事)	PJ間の参加可否判断に調整が必要な場合は事務局が調整役を実施